

# 伊 勢 市 公 報

第 282 号  
平成 29 年 8 月 7 日  
月 曜 日

## 目 次

	頁
<b>条 例</b>	
○ 伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例	3
○ 伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例	8
○ 伊勢市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例	11
○ 伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	13
○ 伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	15
○ 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等に関する条例の一部を改正する条例	19
○ 伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例	21
○ 伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	23
○ 伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	25
○ 伊勢市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	28
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則	30
○ 伊勢市市民カードの交付等に関する規則及び証明書等自動交付事務取扱規則の一部を改正する規則	33
○ 伊勢市道路占用等に関する規則の一部を改正する規則	35
○ 消防に関する市長の権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則	37
<b>教育委員会規則</b>	
○ 伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	39
○ 伊勢市体育施設指定管理者選定委員会規則	47
○ 伊勢市教育用コンピュータ調査委員会規則	50
<b>病院事業管理規程</b>	
○ 市立伊勢総合病院シンボルマーク選考委員会規程	52
<b>告 示</b>	
○ 特定教育・保育施設の確認の辞退について	54
○ 字の区域の変更について	55
○ 道路の区域変更について	56
○ 市道の路線の認定について	57
○ 道路の区域の決定について	58
○ 道路の供用開始について	59
○ 平成 29 年度補正予算の要領について	60
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	64
<b>公 告</b>	
○ パブリックコメントの実施について	65

公 表

- |                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| ○ 平成 28 年度定期監査等結果に対する措置状況について     | 68 |
| ○ 平成 28 年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況について | 73 |

伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 7 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第22号

伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例

伊勢市体育施設条例（平成17年伊勢市条例第197号）の一部を次のように改正する。

別表第1 伊勢市小俣総合体育館の項及び伊勢市大仏山公園スポーツセンターの項を削る。

別表第2に次のように加える。

伊勢市小俣総合体育館	伊勢市小俣町新村401番地1
伊勢市大仏山公園スポーツセンター	伊勢市小俣町新村605番地

別表第4の13の表及び14の表を削る。

別表第5の2の表備考中「使用した」を「利用した」に改め、別表第5に次の2表を加える。

3 伊勢市小俣総合体育館

(1) 施設利用料

区分		単位	昼間		夜間	
			午前9時から午後6時まで		午後6時から午後10時まで	
			小・中・高校生	一般	小・中・高校生	一般
アリーナ	全面	1時間	75円	150円	385円	770円
	部分	1時間	25円	50円	125円	255円
柔剣道場	全面	1時間	50円	100円	255円	510円
	柔道	1時間	25円	50円	125円	255円
	剣道	1時間	25円	50円	125円	255円
トレーニングルーム		1時間	25円	50円	125円	255円

(1人)					
------	--	--	--	--	--

(2) 設備器具利用料

名称	単位	利用料金
放送設備	1式	2,050円
ステージ	1式	2,050円

(3) 冷暖房利用料

区分	単位	利用料金
アリーナ	1時間	6,680円

備考

- 1 施設利用料については、伊勢市民（本市に住所を有する者又は本市に事務所を有する法人をいう。次項において同じ。）でない者が利用する場合は、表中の金額の3倍とする。
- 2 施設利用料については、入場料を徴収する場合又は営利を目的とする場合は、表中の金額（伊勢市民でない者が利用する場合は、前項の規定により算定された金額）の2倍とする。
- 3 利用時間が単位時間に満たない場合は、当該単位時間の利用とみなす。
- 4 利用時間は、準備及び原状回復のための時間を含む。
- 5 アリーナ又は柔剣道場において昼間で照明設備を利用した場合の施設利用料は、夜間と同じ金額とする。

4 伊勢市大仏山公園スポーツセンター

(1) 施設利用料

ア 競技場利用料

		昼間	夜間
		午前9時から午後6時ま	午後6時から午後10時ま

区分	単位	で		で	
		小・中・高校 生	一般	小・中・高校 生	一般
専用利用	1 時間	250 円 (770 円)	510 円 (1,540 円)	1,020 円 (3,080 円)	2,050 円 (6,170 円)
部分利用 (西側)	1 時間	150 円 (460 円)	300 円 (920 円)	—	—
部分利用 (東側)	1 時間	100 円 (300 円)	200 円 (610 円)	—	—

イ キャンプ場利用料

区分	単位	利用料金
テント敷地利用料(1泊ま で)	1 張	510 円 (1,540 円)

(2) 設備器具利用料

名称		単位	1 回の利用料金
放送設備		1 式	2,050 円
キャンプ用品	ガスコンロ(ガスボンベ付)	1 個	1,020 円
	飯ごう	1 個	100 円
	まな板及び包丁	1 組	100 円
	やかん	1 個	100 円
	鍋	1 個	100 円

備考

- 1 施設利用料については、伊勢市民（本市に住所を有する者又は本市に事務所を有する法人をいう。）でない者が利用する場合は、（ ）内の金額とする。

- 2 施設利用料については、入場料を徴収する場合又は営利を目的とする場合は、表中の金額の2倍とする。
- 3 利用時間が単位時間に満たない場合は、当該単位時間の利用とみなす。
- 4 利用時間は、準備及び原状回復のための時間を含む。
- 5 競技場において昼間で照明設備を利用した場合の競技場利用料は、夜間と同じ金額とする。
- 6 キャンプ場利用料については、宿泊を伴わない場合においても同じ金額とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の伊勢市体育施設条例（以下「旧条例」という。）の規定によりされた使用の許可等の処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現に旧条例の規定によりされている使用の許可の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）で、この条例の施行の日においてこれらの行為に係る業務を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が行うこととなるものは、同日以後における改正後の伊勢市体育施設条例（以下「新条例」という。）の適用については、新条例の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 7 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一



伊勢市条例第23号

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例

伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1教育委員会の部に次のように加える。

伊勢市教育 用コンピュ ータ調査委 員会	小学校及び中学 校の使用に係る 教育用情報シス テムの整備及び 管理に関する事 項についての調 査審議に関する こと。	10人以 内	(1) 学識経 験を有する 者  (2) 前号に 掲げる者の ほか、情報 教育に関す る知識経験 を有する者  (3) 市立小 学校の教職 員  (4) 市立中 学校の教職 員  (5) その他 教育委員会 が必要と認 める者	1年
-------------------------------	--	-----------	---	----

別表第1病院事業管理者の部に次のように加える。

市立伊勢総合病院シンボルマーク選考委員会	市立伊勢総合病院のシンボルマークの審査に関すること。	6人以内	(1) 知識経験を有する者 (2) 医療関係団体の代表者 (3) 市職員 (4) その他病院事業管理者が必要と認める者	委嘱され、又は任命された日からシンボルマークの審査が終了した日まで
----------------------	----------------------------	------	--	-----------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 7 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 24 号

伊勢市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

伊勢市障害者施策推進協議会条例（平成 29 年伊勢市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 88 条第 8 項及び第 9 項」を「第 88 条第 9 項及び第 10 項」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (4) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第 9 項及び第 10 項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 7 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第25号

伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市職員の育児休業等に関する条例（平成17年伊勢市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、「生ずる」を「生じる」に改める。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、「生ずる」を「生じる」に改める。

第11条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 7 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第26号

### 伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

伊勢市職員退職手当支給条例（平成17年伊勢市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第9条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第9条第11項第5号中「公共職業安定所」を「公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」に改める。

附則に次の1項を加える。

14 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第9条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法



第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導をして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とする。」

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条第11項第5号の改正規定及び附則第4項の規定は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の伊勢市職員退職手当支給条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 3 この条例による改正後の伊勢市職員退職手当支給条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第9条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第14項の規定により読み替えて適用する場合を

含む。)の規定は、退職職員(退職した伊勢市職員退職手当支給条例第1条に規定する職員をいう。次項において同じ。)であって伊勢市職員退職手当支給条例第9条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が平成29年4月1日以後であるものについて適用する。

- 4 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第14号)第4条の規定による改正後の職業安定法(昭和22年法律第141号)(以下この項において「改正後職業安定法」という。)第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第9条第11項(第5号に係る部分に限り、伊勢市職員退職手当支給条例第9条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 7 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第27号

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等に関する条例（平成26年伊勢市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第8条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「(支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知)」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 7 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第28号

伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例

伊勢市介護保険条例（平成17年伊勢市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 7 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第29号

伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年伊勢市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「（介護保険施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第19号）附則第3条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例第4条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員には、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第48号。以下「平成29年改正省令」という。）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる平成29年改正省令による改正前の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)（平成29年改正省令附則第3条の規定による改正前の介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第19号）附則第3条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する介護支援専門員を含むものとする。



伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに  
公布する。

平成 29 年 7 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第30号

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年伊勢市条例第106号）の一部を次のように改正する。

目次中「第18条」を「第19条」に、「第19条―第22条」を「第20条―第23条」に改める。

第8条第1項中「電子情報処理組織」を「電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）」に改め、同条第4項を削る。

第13条第2項中「から第5号まで」を「又は第5号」に改める。

第14条第2項を削る。

第17条第1項中「第15条」を「前2条」に、「本市の電子情報処理組織と電気通信回線で接続された端末機（以下「自動交付機」という。）」を「自動交付機（市長が設置する端末機をいう。）」に改め、「使用して」の次に「次条第1項に規定する」を加え、「申請することができる」を「申請し、その交付を受けることができる」に改め、同条第2項を削る。

第18条第1項中「前条第1項の」を「前条の規定による」に、「暗証番号」を「当該印鑑登録カードを使用するために用いる暗証番号（以下この条において単に「暗証番号」という。）」に改める。

第22条を第23条とし、第19条から第21条までを1条ずつ繰り下げ、第3章中第18条の次に次の1条を加える。

（民間端末機による印鑑登録証明書の交付申請及び交付）

第19条 第15条から第17条までの規定にかかわらず、登録者は、民間端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機をいう。）に個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法

律第27号) 第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。) を使用して電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号) 第42条第2項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

#### 附 則

この条例は、平成30年1月9日から施行する。ただし、第13条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

伊勢市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 7 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第31号

伊勢市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

伊勢市道路占用料徴収条例（平成17年伊勢市条例第155号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「第2条第11項」を「第2条第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公  
布する。

平成 29 年 7 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 50 号

伊勢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市職員退職手当支給条例施行規則（平成17年伊勢市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（条例第 9 条第10項第 2 号に規定する規則で定める者）

第 6 条の 2 条例第 9 条第10項第 2 号アに規定する規則で定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第24条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる者に相当する者 退職職員（退職した条例第 1 条に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）であって、同法第24条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる者に該当するもの
- (2) 雇用保険法第24条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者 退職職員であって、その者を同法第 4 条第 1 項に規定する被保険者と、その者が退職の際従事していた市の事務又は事業を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に該当するもの
- (3) 雇用保険法第24条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる者に相当する者 退職職員であって、その者を同法第 4 条第 1 項に規定する被保険者と、その者が退職の際従事していた市の事務又は事業を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる者に該当するもの

2 条例第 9 条第10項第 2 号イに規定する規則で定める者は、前項第 2 号に定める者とする。

附 則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第6条の2の規定は、平成29年4月1日から適用する。



伊勢市市民カードの交付等に関する規則及び証明書等自動交付事務取扱

規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 7 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第51号

伊勢市市民カードの交付等に関する規則及び証明書等自動交付事務取扱規則の一部を改正する規則

(伊勢市市民カードの交付等に関する規則の一部改正)

第1条 伊勢市市民カードの交付等に関する規則(平成17年伊勢市規則第90号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「本市の電子情報処理組織と電気通信回線で接続された端末機(以下「自動交付機」という。)」を「自動交付機(印鑑条例第17条に規定する自動交付機をいう。)」に、「申請することができる」を「申請し、その交付を受けることができる」に改め、同条第2項を削る。

(証明書等自動交付事務取扱規則の一部改正)

第2条 証明書等自動交付事務取扱規則(平成17年伊勢市規則第91号)の一部を次のように改正する。

第1条中「本市の電子情報処理組織と電気通信回線で接続された端末機(以下「自動交付機」という。)」を「自動交付機(伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例(平成17年伊勢市条例第106号)第17条に規定する自動交付機をいう。以下同じ。)」に改める。

第4条中「(平成17年伊勢市条例第106号)」を削る。

附 則

この規則は、平成30年1月9日から施行する。

伊勢市道路占用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 7 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第52号

伊勢市道路占用等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市道路占用等に関する規則（平成17年伊勢市規則第133号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「第2条第9項」を「第2条第12号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

消防に関する市長の権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

平成 29 年 7 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 53 号

消防に関する市長の権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則

消防に関する市長の権限の一部を委任する規則(平成 17 年伊勢市規則第 152 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 10 号中「第 46 条第 1 項」を「第 171 条第 1 項」に改め、同条第 11 号中「第 47 条第 1 項」を「第 172 条第 1 項」に改め、同条第 12 号中「第 47 条の 2 第 1 項」を「第 173 条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 7 月 24 日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第24号

伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 伊勢市体育施設条例施行規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（その3）を次のように改める。



(その3)

伊勢市二見体育施設等使用許可申請書

申請者	住所 (団体名) 氏名	(TEL )	印
[申請内容]			
1	体育館(種目 )		
	ア 体育館 イ 会議室 ウ 照明 エ 器具		
2	市民グラウンド(種目 )		(昼間 照明))
3	テニスコート		
	(コートNo 1 2 3 4 )		(昼間 照明))
4	ミーティングセンター( )		
5	その他( )		
使用日時	月 日 曜日	時から	時まで
使用人員	人		
上記の体育施設等の使用の許可を申請します。			
年 月 日			
(宛先)伊勢市教育委員会			
有料 無料			
使用料			円

教育委員会控用

整理No. \_\_\_\_\_

様式第2号（その2）を次のように改める。

(その2)

伊勢市二見体育施設等使用許可書

申請者	住所 (団体名) 氏名	(TEL )	様
〔申請内容〕			
1	体育館(種目 )		
	ア 体育館 イ 会議室 ウ 照明 エ 器具		
2	市民グラウンド(種目 )		(昼間 照明))
3	テニスコート		
	(コートNo 1 2 3 4 )		(昼間 照明))
4	ミーティングセンター( )		
5	その他( )		
使用日時	月 日 曜日	時から	時まで
使用人員	人		
上記の申請内容について、次のとおり使用を許可します。			
年 月 日			
伊勢市教育委員会 印			
有料 無料			
使用料	円		
伊勢市教育委員会			

〔雨天等で使用できなかった場合はこれを教育委員会に提示し、払戻しの証明を受けてください。〕

整理No. \_\_\_\_\_

第2条 伊勢市体育施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1 伊勢市小俣総合体育館の項及び伊勢市大仏山公園スポーツセンターの項中「使用する」を「利用する」に、「15日」を「当日」に改める。

様式第1号（その2）を次のように改める。

(その2)

伊勢市二見体育施設等使用許可申請書

申請者	住所 (団体名) 氏名	(TEL )	印
[申請内容]			
1	体育館(種目 )		
	ア 体育館 イ 会議室 ウ 照明 エ 器具		
2	市民グラウンド(種目 )		(昼間 照明))
3	テニスコート		
	(コートNo 1 2 3 4 )		(昼間 照明))
4	ミーティングセンター( )		
5	その他( )		
使用日時	月 日 曜日	時から	時まで
使用人員	人		
上記の施設の使用の許可を申請します。			
年 月 日			
(宛先)伊勢市教育委員会			
有料 無料			
使用料			円

教育委員会控用

整理No. \_\_\_\_\_

様式第1号（その3）から様式第1号（その6）までを削る。

様式第2号（その3）から様式第2号（その5）までを削る。

#### 附 則

この規則中第1条の規定は平成29年8月1日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

伊勢市体育施設指定管理者選定委員会規則をここに公布する。

平成 29 年 7 月 24 日

伊勢市教育委員会  
教育長 北 村 陽

## 伊勢市教育委員会規則第25号

### 伊勢市体育施設指定管理者選定委員会規則

#### (設置)

第1条 この規則は、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年伊勢市条例第59号）第4条の3第1項の規定により、次に掲げる施設に係る指定管理者選定委員会として、伊勢市体育施設指定管理選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

- (1) 伊勢市小俣総合体育館
- (2) 伊勢市大仏山公園スポーツセンター

#### (組織)

第2条 選定委員会は、委員5人以内で組織する。

#### (委員長及び副委員長)

第3条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

#### (会議)

第4条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (庶務)

第5条 選定委員会の庶務は、教育委員会事務局スポーツ課において処理する。



(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市教育用コンピュータ調査委員会規則をここに公布する。

平成 29 年 7 月 31 日

伊勢市教育委員会  
教育長 北 村 陽

## 伊勢市教育委員会規則第26号

### 伊勢市教育用コンピュータ調査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、伊勢市教育用コンピュータ調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、伊勢市教育研究所において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

市立伊勢総合病院シンボルマーク選考委員会規程を次のように定める。

平成 29 年 7 月 31 日

伊勢市病院事業管理者 藤 本 昌 雄

## 伊勢市病院事業管理規程第7号

### 市立伊勢総合病院シンボルマーク選考委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、市立伊勢総合病院シンボルマーク選考委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、経営推進部総務課において処理する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 87 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 36 条の規定による同法第 27 条第 1 項の確認の辞退があったので、同法第 41 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成 29 年 7 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 施設の設置者の名称  
伊勢市
- 2 施設の名称及び所在地  
城田幼稚園  
伊勢市上地町 1537 番地 4
- 3 確認の辞退の年月日  
平成 29 年 3 月 31 日
- 4 教育・保育施設の種類  
幼稚園

伊勢市告示第 88 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市の字の区域を変更したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示します。

平成 29 年 7 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市宇治今在家町字深土に編入する区域

伊勢市宇治今在家町字大床谷 509 の 29、509 の 30

伊勢市告示 89 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 29 年 7 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	青葉台 1 号線	岩淵町字尾部山 679 番地内から 尾上町字尾部坂 89 番地先まで	旧	2.4～5.8	23.3
			新	5.0～9.6	23.3



伊勢市告示第 90 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 29 年 7 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
小俣明野 29- 1 号線	小俣町明野 1493 番 6 地先		
	小俣町明野 1493 番 8 地先		
小俣明野 29- 2 号線	小俣町明野 1440 番 7 地先		
	小俣町明野 1440 番 8 地先		
佐八 29- 3 号線	佐八町字起シ 1702 番 20 地先		
	佐八町字中瀬 1695 番 29 地先		
勢田 29- 4 号線	勢田町字滝ヶ谷 656 番 172 地先		
	勢田町字滝ヶ谷 656 番 177 地先		

伊勢市告示第 91 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 29 年 7 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	小俣明野 29-1 号線	6.0 ~ 10.5	48
市道	小俣明野 29-2 号線	6.0 ~ 13.0	23
市道	佐八 29-3 号線	6.0 ~ 13.0	45
市道	勢田 29-4 号線	4.4 ~ 9.4	220

伊勢市告示第 92 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 29 年 7 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
小俣明野 29- 1 号線	小俣町明野 1493 番 6 地先 小俣町明野 1493 番 8 地先	平成 29 年 7 月 25 日
小俣明野 29- 2 号線	小俣町明野 1440 番 7 地先 小俣町明野 1440 番 8 地先	平成 29 年 7 月 25 日
佐八 29- 3 号線	佐八町字起シ 1702 番 20 地先 佐八町字中瀬 1695 番 29 地先	平成 29 年 7 月 25 日
勢田 29- 4 号線	勢田町字滝ヶ谷 656 番 172 地先 勢田町字滝ヶ谷 656 番 177 地先	平成 29 年 7 月 25 日

伊勢市告示第 93 号

平成 29 年 7 月 12 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 29 年度補正  
予算の要領は、次のとおりです。

平成 29 年 7 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 平成29年度 伊勢市一般会計補正予算（第1号）

平成29年度 伊勢市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、109,375千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、52,023,951千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,375,401	△88,492	6,286,909
	2 国庫補助金	1,134,735	△88,492	1,046,243
16 県支出金		3,075,729	118,635	3,194,364
	2 県補助金	939,178	118,635	1,057,813
17 財産収入		59,525	80,732	140,257
	2 財産売払収入	1,564	80,732	82,296
22 市債		6,953,900	△1,500	6,952,400
	1 市債	6,953,900	△1,500	6,952,400
歳入合計		51,914,576	109,375	52,023,951

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		6,176,434	20,000	6,196,434
	1 総務管理費	5,184,285	20,000	5,204,285
3 民生費		18,443,568	28,515	18,472,083
	2 老人福祉費	4,097,548	9,144	4,106,692
	3 児童福祉費	7,260,819	19,371	7,280,190
7 商工費		401,412	35,120	436,532
	1 商工費	401,412	35,120	436,532
11 教育費		5,265,878	14,740	5,280,618
	2 小学校費	673,311	9,491	682,802
	3 中学校費	1,656,324	5,249	1,661,573
15 予備費		50,000	11,000	61,000
	1 予備費	50,000	11,000	61,000
歳出合計		51,914,576	109,375	52,023,951

## 第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
障害者地域相談支援センター運営業務委託	自 平成29年度 至 平成32年度	73,098
一般廃棄物収集運搬業務委託 (平成29年度債務負担行為)	自 平成29年度 至 平成32年度	261,220

## 第 3 表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
市町村合併特例事業債	3,964,900	3,963,400

伊勢市上下水道事業告示第 15 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 29 年 7 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
405	J u t e c I N A B A	津市久居元町 1961 番地 1	平成 29 年 7 月 20 日



## 伊勢市公告第 56 号

伊勢市景観計画を変更したいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市景観計画の変更（案）を公表します。

なお、伊勢市景観計画の変更（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 29 年 7 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 公表する計画案

伊勢市景観計画の変更（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

### 2 縦覧場所

- (1) 都市整備部都市計画課
- (2) 総務部総務課
- (3) 二見総合支所生活福祉課
- (4) 小俣総合支所生活福祉課
- (5) 御園総合支所生活福祉課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所
- (10) 豊浜支所

- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市立伊勢図書館
- (16) 伊勢市立小俣図書館
- (17) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (18) 伊勢市二見生涯学習センター
- (19) いせ市民活動センター

### 3 縦覧期間

自 平成 29 年 7 月 18 日（火）

至 平成 29 年 8 月 18 日（金）

### 4 意見の提出

#### (1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に在する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

#### (2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市景観計画の変更（案）」に対する意見として、伊勢市都市整備部都市計画課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市都市整備部都市計画課

郵送 〒516-0016

伊勢市神田久志本町 1436 番地 1 伊勢市役所都市計画課

ファクシミリ 0596-21-5585

電子メール toshikei@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成 29 年 8 月 18 日 (金) 【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市監査委員公表第5号

平成28年度定期監査等結果（後期）（指摘事項）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成29年7月26日

伊勢市監査委員 畑 芳嗣  
伊勢市監査委員 中井 豊  
伊勢市監査委員 野崎 隆太

定期監査等結果（後期）に対する措置状況

【都市整備部】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措 置 状 況
交通政策課	（１）事務補助団体において、立替払いが見られた。公務として事務局を担っていることから、公金の取扱いに準じた事務処理をされたい。	「措置済み」 公務として事務局を担っていることから伊勢市会計規則に準じて、適切な処理を行うよう改善済みです。
維持課	（１）時間外勤務が月 100 時間を超えている職員がいる。職員の心身の健康に配慮するとともに法令の趣旨に則り、削減の努力をされたい。 また、管理職員においては、業務の更なる見直しを図り、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。	「実施中」 課内での協力体制を見直すほか、他課に工事の設計や監督を依頼し、時間外勤務の削減に努めます。 また、時間外勤務が月 25 時間に達した場合には、当月の時間外勤務の見通しを報告させることで、業務の進捗を把握し、特定の職員に負担が偏ることがないように事務分担の平準化を図っています。
用地課	（１）市有地払い下げ事務のなかで、土地交換契約書に相手方の押印漏れがあった。契約書は重要な文書であることから取扱いに注意された。	「措置済み」 当該印漏れは、複数頁に渡る契約書の割印と署名後の押印を相手方が混同してしまい、一方にのみ押印し他方の押印が漏れてしまったものです。印漏れの発見後、直ちに相手方に事情を説明し、押印をいただきました。 今後、このようなことの無いよう先方からいただく書類については、課内で慎重にチェックすることを徹底しました。
建築住宅課	（１）市営住宅の管理人業務委託について、月毎の報告事項の記載内容が誤っているものが見られた。仕様書に基づき、確実に確認をするとともに併せて再発防止の指導をされたい。	「措置済み」 前月の報告事項が翌月に報告されていまして月の業務実績報告書につきましたは、整理を行いました。 今後は仕様書に基づきまして、確実に確認を行いますとともに、受注者に対しましては再発防止のための指導を行いました。

	(2) 復命書について、決裁区分の誤りが見られた。事務決裁規程に基づき、適正な事務処理をされたい。	「措置済み」 今後は事務決裁規程に基づきまして、正しい決裁区分を選択し、適正な事務処理に努めます。
--	---	--

### 【上下水道部】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措 置 状 況
水道事業	(1) 災害用の非常備蓄品は一定期間保存しており、資産として計上すべきである。適正な会計処理をされたい。  (2) 復命書について、復命日の記載漏れが見られた。文書管理規程に基づき、適正な事務処理をされたい。	(1) 「措置済み」 ボトルドウォーター『伊勢の水』について、平成 28 年度末で資産（貯蔵品）計上しました。  (2) 「実施中」 復命日の記載漏れについて、その都度確認を行う等適正な事務処理に努めます。
下水道事業	(1) 時間外勤務が月100時間を超えている職員がいる。職員の心身の健康に配慮するとともに法令の趣旨に則り、削減の努力をされたい。また、管理職員においては、職員のスキルアップを図り効率的に業務を処理できるよう指導をされたい。	(1) 「実施中」 各職員の時間外勤務数の状況把握を徹底し、職員間の業務の配分を調整する等特定の職員に集中しないよう平準化し、一人あたりの時間外勤務の削減に取り組んでいます。部内会議において、管理職員間での業務効率化への意識を再確認し、より一層の事務の簡素化に務めるよう職員に指導を行いました。また、職員の知識向上に必要な研修へ積極的に参加するよう指導しております。

### 【教育委員会事務局】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措 置 状 況
教育総務課	(1) 簡易専用水道の管理は法定であり、学校に対して点検実施の通知を出して促しているが、複数校が未実施である。再度指導をされたい。	「措置済み」 必ず点検を実施するよう、すべての学校に対し、再度指導し、周知徹底を図りました。
学校教育課	(1) 文書管理システムで起案すべき文書であるにもかかわらず、簡易決裁で処理されているものが見られた。文書管理規程に基づき、適正	「措置済み」 適正な事務処理に是正いたしました。今後は、文書管理規程に基づいた適正な事務処理を徹底します。

	な事務処理をされたい。	
社会教育課	(1) 事務補助団体において、旅費の支払いで領収日の記入漏れが見られた。公務として事務局を担っていることから、公金の取扱いに準じた事務処理をされたい。	「措置済み」 記入漏れのあった領収書に領収日を記入しました。今後も、会計規則に準じた適正な事務処理を行うよう努めます。
教育研究所	(1) 資金前渡の精算について、処理が遅延しているものが見られた。会計規則に基づき、適正な処理をされたい。	「実施中」 5日以内に精算するよう所属職員に周知し、会計規則に基づいた適正な事務処理を行うよう努めます。
各小中学校・幼稚園	(1) P T Aや地域団体から寄附を受けるにあたり、P T A会費等が本来公費でまかなわれるべき学校備品購入や学校事業に充てられている。公費負担部分と私費負担部分は明確にすべきである。 また、寄附採納手続きの欠如及び台帳整備の不備や、学校長名で独自に現金を受領している事例が見られたので改善をされたい。  (2) 日本スポーツ振興センターの給付金について、学校が長期間に亘って現金保管している事例が見られた。事情があるとは思われるものの、早期に受給者に給付する努力をされたい。  (3) 就学援助費について、本来保護者に渡すべきものが保護者の申し出により、会計年度を越えて学校が保管していた事例が見られた。会計年度内の処理をされたい。  (4) 会計事務について、郵便切手受払簿で現物との枚数の不一致、経理簿の記載誤りや未作成、委託事業	「検討中」 学校規模に応じた備品整備の目安を検討し、適正な備品整備に努めるとともに、公費負担、私費負担についても検証し、整理を行ってまいります。 また、寄付採納等につきましては、改善し、その取扱いについて周知徹底を図りました。  「措置済み」 平成29年3月23日保護者への給付を完了しました。 なお、平成28年10月以降、市会計管理者から保護者口座に振り込むよう給付方法を変更しており、早期給付に努めています。  「措置済み」 ご指摘をいただいた件につきましては、速やかに精算し保護者に返還いたしました。今後は、年度毎の適正な会計処理に努めます。  「措置済み」 年度当初に教育委員会が作成した各小中学校・幼稚園用の事務処理要領

	<p>で通帳から引き出した現金の学校での長期間保管、支払い事務での立替払いと領収書の未徴取が見られた。また、文書管理について、起案書の決裁日等の記入漏れが見られた。教育委員会で作成したマニュアルに基づいて適正に事務処理をされたい。</p>	<p>に関する説明会を開催し、適正な事務及び経理処理が行われるよう指導しました。</p>
--	---	--



伊勢市監査委員公表第6号

平成28年度財政援助団体等監査結果（指摘事項）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成29年7月26日

伊勢市監査委員 畑 芳嗣  
伊勢市監査委員 中井 豊  
伊勢市監査委員 野崎 隆太

財政援助団体等監査結果（後期）に対する措置状況

【ハートプラザみその】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措 置 状 況
福祉総務課	<p>（ア）基本協定書に定められている年度事業報告書の記載項目のうち管理業務に関する自己評価の記載がなされていない。協定書に基づき提出書類の内容確認を厳正に行うとともに、指定管理者への指導をされたい。</p>	<p>「措置済み」 平成 27 年度事業は過年度事業のため、平成 28 年度事業報告書において、事業評価の記載を指導し、記載がなされました。</p>
社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会	<p>（ア）基本協定書に定められている年度事業報告書の記載項目のうち管理業務に関する自己評価の記載がなされていない。協定書に基づいた的確な書類の作成をされたい。</p> <p>（イ）防災訓練等、仕様書に定められた業務の実施状況を年度業務報告書に記載するようにされたい。</p>	<p>「措置済み」 平成 28 年度分の年度事業報告書より、「指定管理事業 成果目標自己評価表」を作成し、5 ヶ年目標及び単年度目標に対する自己評価、取組内容を記載しています。</p> <p>「措置済み」 平成 28 年度分の年度事業報告書より、「館管理職員実施一覧」において自衛消防訓練の実施について記載しています。</p>